

# **大分県障がい者工賃向上計画（第4期）**

## **（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）**



**令和3年6月  
大分県**



## 目 次

### 第1章 計画の趣旨

1	計画策定の背景・理念	1
2	計画の目的	1
3	計画の対象事業所	2
4	計画の対象期間	2

### 第2章 第3期工賃向上計画（H30～R2）の実績

1	第3期工賃向上計画(H30～R2)の実績	3
2	分析	3
3	官公需の発注状況	4
4	B型事業所の工賃実績の増減理由	5
5	B型事業所が希望する支援策	6
6	B型事業所が抱える課題	7

### 第3章 目標工賃額

1	目標工賃の設定	9
2	目標工賃の考え方	9

### 第4章 計画推進のための各主体の役割

1	県の具体的な取組	10
2	B型事業所に求められること	12
3	市町村に求められること	13

### 第5章 計画の検証

1	各年度における計画達成状況の点検及び評価	14
2	平均工賃額の公表	14

# 大分県障がい者工賃向上計画（第4期）

## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の背景・理念

障がいのある方が地域で心豊かに暮らし働く社会づくりを推進するためには、それぞれの適性や能力に応じて可能な限り就労し、活動の場を持つことができるよう支援することが必要です。

なかでも、企業などの一般就労が困難な障がい者にとって、福祉的就労の場となっている就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）は、社会参加と生活の拠点として、また、生産活動等を通じた生きがいの創出や収入を得る場として大切な役割を果たしており、ここで働く障がい者が適切な支援を受けながら、工賃向上を図ることは極めて重要です。

このため、大分県では平成20年3月に「大分県障がい者工賃倍増5か年計画」を策定し、B型事業所をはじめ行政、産業界、関係機関などあらゆる主体が連携して取り組み、また、平成24年度からは「大分県障がい者工賃向上計画」、平成27年度からは「大分県障がい者工賃向上計画（第2期）」、平成30年度からは「大分県障がい者工賃向上計画（第3期）」（以下「第3期工賃向上計画」という。）を策定し、障害者年金等をはじめとする社会保障給付費等による収入と合わせ、就労の対価として支払われる工賃を増加させ、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、共同受注体制の確立や農福連携の推進、官公需の拡大等の事業に取り組んできました。

この結果、B型事業所の令和2年度の平均工賃額（月額）は17,924円となり、平成29年度の平均工賃（月額）17,101円より823円（伸び率4.8%）増加しました。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、令和3年度以降についても「工賃向上計画」を策定し、本計画では「事業所を利用する障がい者の工賃向上を図ることは、障がい者の自立を促進し、「やりがいと生きがいのある暮らし」を実現するための具体的な手段」と位置づけ、引き続き工賃向上に向けた取組を推進していくことが必要です。

### 2 計画の目的

1で述べたとおり、障がい者が地域において心豊かに暮らし働く社会づくりを推進するためには、更なる工賃向上が必要です。

そこで、国から、これまでの取組の実績を踏まえた「工賃向上計画」を推進する

ための基本的な指針」（令和3年3月10日付け障発0310第5号。以下「指針」という。）が提示され、B型事業所を中心として引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとされました。

本県においても、福祉的就労の充実を図るため、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015（2020改訂版）」（以下「県長期総合計画」という。）において、目標工賃額の設定や工賃水準の向上を目指した取組を定めているところです。

この県長期総合計画で定めた目標達成に向け、「大分県障がい者工賃向上計画（第4期）」（以下「第4期工賃向上計画」という。）を策定し、行政、地域の関係団体などが一体となって取組を推進します。また、目標工賃額の設定にあたっては、国の指針や第3期工賃向上計画期間中の実績等を加味し、県長期総合計画で定めた目標額を達成するための毎年度の目標額を設定します。

### 3 計画の対象事業所

B型事業所（令和3年4月1日現在 235事業所）を対象とします。

なお、就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）については、雇用契約等に基づく就労であり、既に工賃水準が高いため本計画からは除外します。

### 4 計画の対象期間

計画の対象期間は、指針で示されたとおり令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

## 第2章 第3期工賃向上計画（H30～R2）の実績

### 1 第3期工賃向上計画（H30～R2）の実績

平成30年度から令和2年度までの工賃向上計画では、平成26年度から平成29年度の年平均伸び率3%を維持することを目標とし、具体的な方策として、共同受注体制の確立や官公需の拡大、農福連携の推進などを計画推進の柱とし、工賃向上に取り組んできました。

結果として、令和2年度の平均工賃額（月額）は17,924円で、平成29年度の17,101円から金額で823円、伸び率にして4.8%（年率約1.6%）の増加となりました。

しかし、平成29年度から令和2年度までの目標伸び率からは△3.9%、令和2年度の目標工賃（月額）からは△917円となりました。

第3期工賃向上計画(H30～R2)における目標工賃及び実績工賃

		H29(※)	H30	R1	R2
月額工賃 (対H29年度比)	目標工賃	17,327円 －	17,831円 (102.9%)	18,336円 (105.8%)	18,841円 (108.7%)
	実績工賃	17,101円 －	17,977円 (105.1%)	17,835円 (104.3%)	17,924円 (104.8%)
時間額工賃 (対H29年度比)	目標工賃	240円 －	247円 (102.9%)	254円 (105.8%)	261円 (108.8%)
	実績工賃	240円 －	248円 (103.3%)	247円 (102.9%)	247円 (102.9%)

### 2 分析

#### ① 年度別

第3期工賃向上計画期間中の3か年を年度別に平均工賃額（月額）を比較すると、計画初年度である平成30年度の平均工賃月額は17,977円であり、対前年度比約5.1%の増となりました。

計画2年目の令和元年度の平均工賃月額は17,835円であり、対前年度比約0.7%の減となりました。

計画最終年度である令和2年度の平均工賃月額は17,924円であり、対前年度比0.5%の増となりました。

平均工賃月額の推移	(単位:円)			
平均工賃月額	H29	H30	R1	R2
前年度対比	17,101	17,977	17,835	17,924

## ② 事業所別

提出のあった222事業所のうち、平均工賃額（月額）2万円以上のB型事業所が75事業所（平成29年度55事業所）であったのに対し、1万円未満は30事業所（平成29年度40事業所）でした。

また、B型事業所は年々増加しており、平成29年度の実績報告対象事業所数（平成30年3月31日時点に存在している事業所）は177事業所でしたが、令和2年度では232事業所となっており、55事業所の増となっています。

〈令和2年度平均工賃月額分布〉

R2平均月額分布	事業所	構成比
30,000～	28	12.6%
20,000～29,999	47	21.2%
県平均～19,999	17	7.7%
10,000～県平均	100	45.0%
0～ 9,999	30	13.5%

## ③ 全国との比較

令和2年度平均工賃額（月額）は17,924円です。全国平均工賃額（月額）は現在集計中ですが、令和元年度の全国平均工賃額（月額）が16,871円に対し、大分県は964円多い17,835円となっており、各県比較において全国12位となっています。

平成29年度は14位であり、全国順位はほぼ横ばいの状態です。

〈大分県及び全国の年度別平均工賃額（月額）〉

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
大分県 (対H29年度比)	17,101円 -	17,977円 (105.1%)	17,835円 (104.2%)	17,924円 (104.8%)
全国 (対H29年度比)	15,603 -	16,118円 (103.3%)	16,871円 (108.1%)	集計中
全国順位	14位	12位	12位	集計中

## 3 官公需の発注状況

平成25年4月からは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、本県では、庁内連携を図るため協議会を設置し、障がい者就労施設などへの物品や役務の発注促進に向けた取組を全庁的に進めています。

また、市町村とも連絡会議を開催し、発注事例等について情報交換を行うなど、一層の発注促進が図れるよう取り組んでいるところです。

その結果、県では、名刺印刷や除草・清掃作業等の発注が増加し、令和2年度の物品及び役務の発注実績が75,789千円となり、平成29年度と比較して約1.6倍伸びています。

〈大分県及び県内市町村における官公需の発注実績〉 (単位：円)

		平成19年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大分県	物品	738,887	19,635,497	35,858,952	38,080,052	28,544,424
	役務	9,307,308	27,421,865	31,012,785	44,661,937	47,244,534
	計	10,046,195	47,057,362	66,871,737	82,741,989	75,788,958
市町村	物品	639,495	21,975,990	17,368,813	21,417,295	集計中
	役務	88,169,374	185,276,094	193,219,215	226,413,853	集計中
	計	88,808,869	207,252,084	210,588,028	247,831,148	集計中
合 計	物品	1,378,382	41,611,487	29,527,080	31,645,419	集計中
	役務	97,476,682	212,697,959	247,932,685	298,927,718	集計中
	計	98,855,064	254,309,446	277,459,765	330,573,137	集計中

#### 4 B型事業所の工賃実績の増減理由

第3期工賃向上計画期間中の主な工賃の増減理由については、以下のとおりです。

##### (1) 工賃実績が増加したB型事業所

- ・施設外就労（農家からの収穫作業や出荷調整作業、JAからの農作業共同受注、新規業務）を増やした
- ・新型コロナウイルス感染拡大によりマスク縫製作業の受注が増えた
- ・自動車関連の下請け作業が安定して受注できるようになった
- ・官公庁から新規の受注を確保することができた
- ・毎日出勤する利用者を増やした（飽きさせない環境づくり）
- ・清掃作業や除草作業の受注が増加した
- ・共同受注からの軽作業（電力メーター解体作業等）が増加した
- ・データ入力作業を新しく開始し、高単価の作業を受注することができた
- ・事業を整理し、時給単価が良く効率的に作業できるものに重点的に取り組んだ
- ・発注元から利用者の作業への評価や信頼が高くなり、単価交渉ができるようになった
- ・利用者のスキルアップ、作業改善等により生産性が向上した

## (2) 工賃実績が減少したB型事業所

- ・新型コロナウイルスの影響で、観光系や自動車関連の内職の受注が減少した
- ・新型コロナウイルスの影響で、安定して通所できる人数が減少した
- ・新型コロナウイルスの影響で、施設で作った工芸品の販売機会が減少した
- ・個人のスキルに合わせて仕事を受注しているため仕事単価が低くなつた
- ・作業能力の高い利用者が他事業所等へ移籍した
- ・施設外就労を始めたが、作業環境等の問題で長く続かなかつた
- ・新規で始めた農業で、利用者の技術指導や販路の確保が困難だつた
- ・天候不順により、農作物の生産量が減少した
- ・原材料価格が高騰した
- ・新商品の初期投資、売り上げ低迷によるコストが増加した
- ・利用者の高齢化等により、施設外就労の作業人数や作業時間の確保が困難

## 5 B型事業所が希望する支援策

今後、B型事業所が工賃向上や課題解決のために希望する支援策については、次のとおりです。

(1) 調査方法：各事業所から提出された「工賃向上計画シート」を集計

(2) 回答事業所数：211事業所（対象事業所数：235事業所）

(3) 調査結果（複数回答）

[1]工賃向上のために必要と考えていること

- ①おおいた共同受注センターの活用（99事業所）
- ②官公需の拡大（94事業所）
- ③個別事業所の経営力強化（62事業所）
- ④農福連携（55事業所）
- ⑤ＩＣＴの活用推進（43事業所）
- ⑥その他（※）（27事業所）

（※参加できるイベント情報、事業所間ネットワーク構築支援等）

[2]農福連携について

①農業の実施状況

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ・農業実施           | 93事業所 |
| ・農業のみ実施         | 4事業所  |
| ・施設内就労のみ農業実施    | 36事業所 |
| ・施設外就労のみ農業実施    | 28事業所 |
| ・施設内、施設外両方で農業実施 | 29事業所 |

## ②農業実施にあたっての課題

- ・福祉事業所職員では、栽培、加工の知識が少ない。
- ・年により、収穫量にバラつきがあり、売上が安定しない。
- ・農園までの往復移動時間が負担（就労時間が限られてしまう）
- ・場所によってはトイレ施設がない場合の対応が必要となる
- ・夏場は炎天下での作業になるので利用者の体調管理が大変
- ・利用者の高齢化による作業効率の低下と健康管理
- ・販路拡大のノウハウが事業所はない
- ・天候に左右されるため作業人数や作業内容が変更となり、予定が組みづらい
- ・農家側からの曖昧な表現での作業の難しさ
- ・耕運機等設備投資が負担

## ③農福連携の課題解決のために希望する支援策（複数回答）

- ・農産物の栽培技術支援 (37事業所)
- ・加工商品の開発 (23事業所)
- ・販路の確立・拡大 (25事業所)
- ・その他（※） (12事業所)

（※新規参入のための用地確保及び諸手続、病害虫対策、有害鳥獣対策等）

## 6 B型事業所が抱える課題

上記4、5の結果を踏まえると、B型事業所が抱える課題については、以下のことが推測されます。

今後の工賃の向上を図るためにには、これらを解決していくことが必要です。

### （1）B型事業所間や企業、産業界との連携不足

B型事業所間での情報共有や企業などとの交流が少なく、市場ニーズなどの把握が不十分で、商品開発や品質向上、コスト削減などへの取組が進まない。

### （2）営業活動についての人員・ノウハウが不足

職員が営業活動をする余裕がなく、また、営業する人員も確保できていない。営業をしている場合でも、具体的な計画がなく場当たり的に営業していることが多い。

### （3）経営的視点の不足

福祉的感覚が強く、適切な価格設定や具体的な事業計画（工賃目標を達成するための具体的計画）に対する知識が不足しており、経営に関する数値等に不慣れな場合が多い。

#### (4) 農業の知識・技術力の不足

農業に取り組むB型事業所が増えているが、施設職員に作物の栽培技術等の専門知識が不十分なため、市場が求める品質の作物を一定量栽培できないことや加工商品の開発、販路拡大のノウハウがないことなどにより、工賃水準の向上につながっていない状況がある。

農業実施の形態	事業所数	平均工賃月額(R2)	県平均工賃月額との差額
農業実施	93	18,675	+751
農業実施(他作業と併せて)	89	18,516	+592
農業のみ実施	4	22,120	+4,196

農業実施の形態	事業所数	平均工賃月額(R2)	県平均工賃月額との差額
農業実施	93	18,675	+751
施設内就労のみ実施	36	19,115	+1,191
施設外就労のみ実施	28	17,746	▲ 178
施設内・施設外両方実施	29	19,024	+1,100

## 第3章 目標工賃額

### 1 目標工賃の設定

第2章のとおり、令和2年度の平均工賃額（月額）は、17,924円となっており、第3期工賃向上計画における同年度の目標額18,841円に917円とどきませんでした。伸び悩んだ要因として、新型コロナウイルスの影響により、販売機会の減少や、観光系や自動車系の内職作業の減少等により計画どおりの実績を上げることができなかつたことが考えられます。

このような中でも、障がいのある方が地域において自立した生活を送るためには、工賃を着実に引き上げていくことが必要です。

県長期総合計画で令和6年度目標として平均工賃月額20,000円を設定しており、目標達成のためには、令和2年度実績から2,076円の上昇が必要です。それを基に毎年の目標額を算出すると、年率2.9%の伸び率となり、これは第3期工賃向上計画の目標である年率3.0%の伸び率とほぼ同率となります。

【目標工賃額】 (単位：円)

	R3(2021)年度	R4(2022)年度	R5(2023)年度
目標工賃額（月額）	18,443	18,962	19,481
目標工賃額（時間額）	254	261	268

### 2 目標工賃の考え方

県長期総合計画の目標である令和6年度平均工賃月額20,000円を達成するために、年間伸び率を算出する。

#### (1) 月額の算定方法

- ①令和2年度実績と令和6年度目標との差額·····2,076円
- ②各年度の増加額  $2,076\text{円} \div 4\text{年} = 519\text{円}$
- ③各年度の目標工賃額 R3(2021)年度  $17,924\text{円} + 519\text{円} = 18,443\text{円}$   
R4(2022)年度  $18,443\text{円} + 519\text{円} = 18,962\text{円}$   
R5(2023)年度  $18,962\text{円} + 519\text{円} = 19,481\text{円}$   
R6(2024)年度  $19,481\text{円} + 519\text{円} = 20,000\text{円}$

#### (2) 時間額の算定方法

- ①平均工賃月額の目標年伸び率2.9%
- ②各年度の増加額 7円
- ③各年度の目標工賃額 R3(2021)年度  $247\text{円} + 7\text{円} = 254\text{円}$   
R4(2022)年度  $254\text{円} + 7\text{円} = 261\text{円}$   
R5(2023)年度  $261\text{円} + 7\text{円} = 268\text{円}$   
R6(2024)年度  $268\text{円} + 7\text{円} = 275\text{円}$

## 第4章 計画推進のための各主体の役割

本県では、この計画に掲げた目標工賃額達成のため、県が取り組むこと、B型事業所や市町村に求められることを具体化し、あらゆる主体が連携して工賃向上に向けた取組を行っていくこととします。

### 1 県の具体的な取組

県はB型事業所が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行うとともに、本計画の進捗管理や課題解決のための具体的な取組を行います。

また、工賃向上の取組について、市町村や商工団体等に対して積極的な理解と協力を求めます。

#### (1) 目標工賃の達成状況の把握・公表

毎年、県内B型事業所の工賃額をとりまとめてホームページ上で公開するとともに達成状況の検証を行います。

#### (2) おおいた共同受注センターの活用

本県では、これまで単独のB型事業所では受注することが困難であった大量受注に対応するため、平成25年10月から社会福祉法人太陽の家（別府市）内に共同受注事務局を設置し、官公庁、民間企業等からの受注窓口の一本化や、

受注内容に応じたB型事業所間の取りまとめ等を行ってきました。令和3年4月からは「一般社団法人おおいた共同受注センター（以下、「おおいた共同受注センター」という。）」として自立運営を行い、引き続き県内の障がい者施設への大量受注窓口を担っており、県としても活用促進を図っていきます。また、新しくICT業務の共同受注窓口を担えるよう、会員事業所の育成や業務開拓を実施します。

営業活動が思うように自ら実施できていない事業所には、おおいた共同受注センターからの仕事の斡旋を行えるよう、おおいた共同受注センターへの加入を勧めています。

これまで共同受注事務局を通じて、官公庁、民間企業等への営業活動や、共同販売会の取りまとめを行うとともに、B型事業所が提供している商品・サービスごとに業種別部会を設置し、新商品・新サービスの開発や、スキル向上の研修によるB型事業所の底上げと、大量発注への対応や営業活動による新たな販路開拓等による工賃向上を図るため、共同受注組織の育成・強化に取り組んできました。第4期工賃向上計画期間については、官公庁、民間企業等への営業活動や共同販売会の開催、インターネットを活用した受注促進、B型事業所が提供する商品やサービスごとの業種別部会での新商品・サービスの開発やB

型事業所間のスキルの向上のための研修等を引き続き実施するとともに、企業団体や地場企業等官公需や民需に係る関係者が参画する「大分県障がい福祉サービス事業所等活用促進協議会」を行い、B型事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築や地場企業等との協働による付加価値を高める商品開発、県外販売会を開催するなど、更なる品質向上や販路拡大等による受注拡大を図ります。

#### （3）個別事業所の経営力強化

工賃を向上するために、専門家からの経営指導や技術指導を望む事業所へコンサルタント及び専門家等を事業所に派遣し、経営者や職員に対する動機付けや事業戦略・事業計画の策定、収益向上に向けた収支計画又は収支改善計画の策定、商品づくりや提供サービス等の価値向上に向けたコンサルティングや技術指導等を行います。

併せて、経営的視点を強化するための研修を実施し、各事業所の経営力強化を図ります。

#### （4）農福連携

現在農業に取り組んでいるB型事業所及びこれから農業に取り組むことを検討しているB型事業所からの要望に応じて、アグリ就労アドバイザーを派遣し、現状調査、課題整理をした上で、農作物の栽培技術等支援、販路の確立・拡大支援等の必要な支援を行います。

また、農福マルシェの開催等を支援し、B型事業所で栽培した農作物の販売機会の提供を行います。

農福連携を進め、工賃向上と障がい者の社会参加の推進を図ります。

#### （5）官公需の発注促進

本県では、障害者優先調達推進法施行と同時に、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に関し、府内における連絡調整を図り総合的かつ効果的に行うため、大分県優先調達推進協議会を設置し、発注可能な物品や役務については積極的な発注を働きかけ、全庁的に取組を進めているところです。

また、新しくICT業務の発注を促進するために、全庁、各市町村へ呼びかけます。

その結果、調達実績は物品及び役務ともに好調な伸び率で推移し、障がい者の工賃向上につながっていることから、今後も、障がい者就労施設が受注可能な業務の情報提供や共同受注窓口の活用などにより、更なる取組を推進します。

また、各市町村の担当者が参加する障がい者優先調達推進県市町村連絡会において、発注事例等について情報交換を行うことにより、一層の発注促進を図っていきます。

## 2 B型事業所に求められること

B型事業所においては、これまで工賃向上に取り組んできたところですが、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、それぞれが作成した工賃向上計画を達成するため、B型事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。

また、工賃向上に向けて積極的に事業展開をするためには、職員、利用者及びその家族が、経営理念及び運営方針を共有することが必要です。

### (1) 作業種目の重点化と明確化

工賃向上においては、対象とする作業種目を明確に設定せずに、工賃の底上げをしようとしていると逆に焦点がぼやけてしまうため、作業種目の絞り込みを行うことが重要です。その際には、設備や既存販路などの事業所の強みを活かした作業内容を検討し、目標の明確化と、具体的な数値目標を含む綿密な実施計画を決定した上で実行する必要があります。また、目標売上の設定、収支把握、適正な単価設定を行うことも重要です。

具体的には、B型事業所の現状分析、令和3年度から令和5年度における各年度の目標工賃額の設定及び目標工賃額を達成するための年次計画の作成(Plan)、具体的取組の実施(Do)、目標工賃額の達成状況を点検及び評価を行い(Check)、その結果に基づく所要の見直し(Act)というサイクルの確立が必要になります。

### (2) 法人、B型事業所の実行責任者の確固たる意思

B型事業所が工賃向上を図るために、生産管理や営業を行い、市場経済に立ち向かっていくという意識が必要です。

また、工賃向上の取組を進めていく過程において、職員や利用者、家族との葛藤や反発は、どのB型事業所でも当然に起こります。

このため、法人トップ、事業所の管理者等実行責任者の明確な理念、主体的な参画意思、市場経済の世界に飛び込む覚悟などの確固たる意思の確認が欠かせません。

管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し、理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが必要です。

トップの意思が確固たるものであれば、継続して計画を実行することができます。

### (3) B型事業所の主体性

外部の有識者（アドバイザー等）を入れた場合、B型事業所側には「アドバイザー等に任せれば工賃が上がる」という意識も見受けられます。

工賃向上の方法を端的にいえば、①売上げを増加させる、②コストを切りつめるかの二通りしかありません。

アドバイザー等は、このための経営改善の方法を提案するものであるので、その提案をB型事業所側の主体的判断で取捨選択し、B型事業所がやる気を持って計画を実行していかなければアドバイザーを入れても工賃向上の効果は期待できません。

工賃向上は“誰かがしてくれる”ではなく、“自分たちがやらなければ”という意識の醸成（事業所の主体性の発揮）が必要です。

#### （4）職員の意識改革と利用者及び家族の理解

B型事業所の責任者、職員、利用者及び家族が一丸となった工賃向上の必要性の共有と理解が図れていないと、取組はうまく進みません。

なぜなら、高い工賃を得るために働きたいという利用者もいれば、あまり厳しい仕事を望まない利用者や家族もいるという現実があるからです。

このとき、利用者や家族の理解を得ないまま、工賃向上の取組を進めていくと様々な問題が起こり得ます。利用者や家族に対してきちんと工賃向上の必要性について説明し、理解してもらい、その上で、利用者がどのような働き方を望んでいるのか複数の選択肢を用意して利用者に決めてもらうというプロセスが重要となります。

何のための工賃向上なのか、工賃向上の必要性をきちんと説明し、B型事業所の責任者、職員、利用者や家族全体に充分な共有と理解がなされているかを、逐一確認しながら計画を進めていくことが鍵となります。

#### （5）地域のネットワークの活用

工賃向上は、一職員や事業所内だけで取り組むには限界があります。そこで、地域の様々な人たちの知恵や企業、自治会組織、NPO法人、ボランティア団体など地域の社会資源を充分に活用し、理解と協力を得ながら計画を進めていくことが効果的です。また、地域の各B型事業所の勉強会や相互の交流を通して情報共有・意見交換・連携を図ることは先進事例を研究する機会にもなるとともに、業務改善や、利用者、事業所職員のスキルアップにもつながるなど、工賃向上に向けた事業展開や、職員の意識改革を行ううえでも効果的です。

### 3 市町村に求められること

市町村は、地域で障がい者を支える仕組みを構築することが重要であるため、工賃向上に向けてのB型事業所の取組を積極的に支援することが重要です。

また、障害者優先調達推進法に基づき実効性のある調達方針を策定し、当該方針

に基づいた物品等の発注促進が行われることが求められます。

具体的な支援策としては、次のとおりです。

(1) 企業等に対する周知、協力依頼

- ①市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ②地域の企業や商工団体、商店街への事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

(2) 官公需での協力

- ①市町村の障がい者就労施設等への発注について、調達方針を作成し、その中で「目標」を定める。
- ②障がい者就労施設等への発注について、府内へ周知文書を発出し官公需の促進を図る。
- ③幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

(3) その他

庁舎等を活用した障がい者就労施設等製品の販売スペースの提供

## 第5章 計画の検証

### 1 各年度における計画達成状況の点検及び評価

福祉現場の精通者と企業等の産業界有識者で構成する大分県障がい者工賃向上推進委員会で、前年度における各B型事業所の平均工賃額及び障がい者工賃向上支援事業の実績などから現状を把握し、計画の達成状況の点検、評価を行い、その結果に基づいて計画の見直しを含めた所要の対策について検討を行います。

### 2 平均工賃額の公表

各B型事業所から毎年4月に報告がある平均工賃額については、第4期工賃向上計画の進捗状況を明らかにするとともに、各々のB型事業所の情報として大分県ホームページ上で公表します。